

大分県報

平成二十八年
号外（二〇）
九月三十日

（金曜日）

目次

訓令 甲

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一

○訓令 甲

大分県訓令甲第二十七号

本 庁

大分県 教育 庁

大分県人事委員会事務局

大分県 監査 事務局

大分県 警 察 本 部

大分県労働委員会事務局

大分県 議 会 事 務 局

大分県 企 業 局

大分県 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 次に掲げる委員会等の職員に、知事の権限に属する当該委員会等に所属する職員に係る児童手当及び特例給付の支給に関する事務のうち別表第五のそれぞれの欄に掲げる事項を専決させるものとする。

- 一 警察本部 厚生課長及び厚生課担当課長補佐
- 二 企業局 総務課長及び総務課総務調整班総括
- 三 病院局 県立病院事務局総務経営課長及び県立病院事務局総務経営課総務班総括
- 5 教育庁の福利課長及び福利課管理予算班総括に、知事の権限に属する市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員に係る児童手当及び特例給付の支給に関する事務のうち別表第五のそれぞれの欄に掲げる事項を専決させるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。